

別記1 要保護児童生徒援助費補助金

補助事業	補助対象経費	補助金の額
<p>1 学用品費等 市町村が、当該市町村に住所を有する児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者で生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であるものに対して、下記(1)～(3)を支給する事業（就学予定者への支給は(1)(e)に限る）。ただし、下記(1)～(2)((1)(e)を除く)については同法第13条の規定による教育扶助、(1)(e)については同法第12条の規定による生活扶助が行われている者を除く。</p> <p>(1) 学用品購入費等 (a) 学用品費 児童又は生徒が通常必要とする学用品又はその購入費</p> <p>(b) 通学用品費 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品又はその購入費</p> <p>(c) 校外活動費 ア 児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料（以下「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」という。）</p>	学用品購入費等（学用品費）、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等）、オンライン学習通信費	学用品購入費等に係る補助金の額は、別途通知する児童又は生徒1人当たりの標準単価に市町村が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2を限度として学用品購入費等の実支出額の1/2の額とする。

イ 児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学料（以下「校外活動費（宿泊を伴うもの）」という。）

（d）体育実技用具費

小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋（以下「防具一式等」という。）、スキーにあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具（以下「スキー板等」という。）をいう。スケートにあっては、スケート靴。以下同じ。）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、小学校にあっては第1学年から第3学年まで及び第4学年から第6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキー板等、スケート靴のいずれかについて、中学校にあっては柔道着、防具一式等、スキー板等、スケート靴のうちいずれか1つの用具について、当該用具又はその購入費

（e）新入学児童生徒学用品費等

小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費

（f）クラブ活動費

小学校又は中学校のクラブ活動（課外の部活動を含む。以下同じ。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費

（g）生徒会費

小学校又は中学校の生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。以下同じ。）として一律に負担すべきこととなる経費

（h）P T A会費

小学校又は中学校において、学校・学級・地域等を単位とするP T A活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費

（i）卒業アルバム代等

小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する

卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費

(j) オンライン学習通信費

I C T を通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）

(2) 通学費

児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が児童にあっては 4 km 以上、生徒にあっては 6 km 以上の者について、その者が通学に利用する交通機関（旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、索道、一般乗合自動車、船舶等）の旅客運賃及び市町村がその者の通学の用に供するため公営又は民営のバス会社等との間に締結する運行委託料とする。ただし、積雪等のある間の豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく豪雪地帯の指定に係る地帯をいう。）に係る通学費の通学距離については、児童にあっては 2 km 以上、生徒にあっては 3 km 以上とし、船舶を利用する児童、特別支援学級の児童又は生徒及び小学校又は中学校に就学する学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度の障害に該当する児童又は生徒に係る通学費については、通学距離を問わないものとする。）

(3) 修学旅行費

児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ 1 回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費

通学費

通学費に係る補助金の額は、市町村が支給した額の 1/2 の額とする。

修学旅行費

修学旅行費に係る補助金の額は、当該市町村が支給した修学旅行費の当該支給に係る児童又は生徒の 1 人当たり平均支給額（当該平均支給額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）に各市町村教育委員会が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の合計額の 1/2 の額とする。

ただし、(1)～(3) の合計額が国の予算を超える場合においては、予算の範囲内において必要な調整を行い補助金の額を決定するものとする。

2 医療費 小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童又は生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病にかかり、当該児童生徒の保護者で学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条第1号に該当する者に対して、市町村がその疾病的治療のための医療に要する経費を援助する事業	医療費	別途通知する児童及び生徒1人1疾病当たりの医療費の平均額に、都道府県教育委員会が学校保健安全法施行令第10条第3項の規定により各市町村に配分した児童及び生徒の被患者の延数を乗じて得た額の合計額の1/2の額を限度として医療費の1/2の額
3 学校給食費 小学校又は中学校を設置する市町村が、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者で学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項に規定する保護者（以下、「補助対象保護者」という。）に対して、同法第11条第2項に定める学校給食費を補助する事業 (1) 学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第1条の規定に基づく開設の届出を完了している市町村で、現に学校給食を実施しているものであること。 (2) 補助対象保護者に対して、学校給食費の1/2以上の補助を行う市町村であること。	学校給食費	別途通知する児童又は生徒1人当たりの補助標準額に市町村が学校給食費の補助を行う補助対象保護者の学校給食の区分ごとの児童又は生徒の数を乗じて得た額の合計額の1/2の範囲内でその補助する額の1/2の額。ただし、予算の範囲内において、必要な調整を行い補助金の額を決定するものとする。

（注） 平成25年度及び平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、当該年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等で、特に困窮していると市町村が認めた者については、上記1、2及び3のそれぞれの事業の対象者と同様の取扱いとすること。

別記2 特別支援教育就学奨励費補助金

補助事業	補助対象経費	補助金の額
市町村が、当該市町村の区域内の公立、市町村が設立する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人立又は私立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については、学校教育法第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）に対し、その保護者等の属する世帯（以下「世帯」という。）の収入額及び需要額の区分に応じ、小学校又は中学校への就学のため必要		

な経費のうち、下記(1)～(8)を支給する事業。ただし、下記(1)、(2)（欄外（注）に係るものを除く。）及び(5)～(8)（(7)のイを除く。）については、生活保護法第12条の規定による生活扶助若しくは同法第13条の規定による教育扶助が行われている者又は要保護児童生徒援助費補助金の対象とされ必要な援助を受けている者、及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」（昭和33年政令第202号）第5条第1項に定める者を除く。また、経費の支給を受け者が、支給される金銭を紛失し、又は目的外に使用するおそれがある場合は現物をもって支給することができる。

なお、世帯の収入額及び需要額の算定については、令和5年3月29日付け4文科初第2761号による「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領」の定めるところによる。

(1) 学校給食費

学校給食法第11条第2項に定める学校給食費（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）第2条第1号に掲げる区分（以下「第1区分」という。）及び同条第2号に掲げる区分（以下「第2区分」という。）に該当する世帯に限る。）

学校給食費の半額

学校給食費を支給した額の合計額の1/2の額

(2) 通学に要する交通費（通学費）

児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

通学費の全額（第1区分及び第2区分）

通学費を支給した額の合計額の1/2の額

(3) 職場実習に要する交通費（職場実習交通費）

中学校の教育課程に従い、学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費

職場実習交通費の全額（第1区分及び第2区分）

職場実習交通費を支給した額の合計額の1/2の額

(4) 交流及び共同学習に要する交通費（交流及び共同学習交通費）

学校教育の一環として特別支援学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童又は生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な経費

交流及び共同学習交通費の全額（第1区分及び第2区分）

交流及び共同学習交通費を支給した額の合計額の1/2の額

交流及び共同学習交通費の半額

(第3区分)

(5) 修学旅行費

児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科料及び均一に負担すべきこととなる他の経費（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。）

修学旅行費の半額

別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で修学旅行費を支給した額の合計額の1/2の額

(6) 校外活動等参加費

ア 宿泊を伴わないもの

児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科料（以下「校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）」という。）（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。）

校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）の半額

別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）を支給した額の合計額の1/2の額

イ 宿泊を伴うもの

児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費、宿泊費及び見学科料（以下「校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）」という。）（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。）

校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）の半額

別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）を支給した額の合計額の1/2の額

(7) 学用品・通学用品購入費

児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品の購入費（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。）

なお、下記の経費は、学用品・通学用品購入費の加算分として支給するものとする。

学用品・通学用品購入費の半額

別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で学用品・通学用品購入費を支給した額の合計額の1/2の額

ア 体育実技用具費

小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋（以下「防具一式等」という。）、スキー等にあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具等（以下「スキー板等」という。）をいう。以下同じ。）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、小学校にあっては第1学年から第3学年まで及び第4学年から第6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキー板等について、中学校にあっては柔道着、防具一式等又はスキー板等のうちいずれか1つの用具の購入費

イ 拡大教材費

弱視の児童又は生徒が授業において使用する拡大教材の購入費

ウ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

<p>小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費</p> <p>(8) オンライン学習通信費 児童又は生徒が、以下の範囲で必要とするオンライン学習通信費の額とする。(第1区分に該当する世帯に限る。) ICTを通じた教育が、校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）</p>	<p>オンライン学習通信費の半額</p>	<p>別途通知する限度額の範囲内で左に定めるオンライン学習通信費を支給した額の合計額の1/2</p>
---	----------------------	--

- (注) 1 弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている者については、その通学に係る特別に要する交通費のみを上記(2)の通学費として補助の対象とすることができる。
- 2 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費について、第1区分に該当する就学予定者のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者など特に支援を要する者への支給も補助の対象とすることができる。